

令和3年1月25日

## 令和3年第1回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： みなさん、こんにちは。今回も宮古地区でのコロナウイルス関係で推進委員の方々には不出席で、委員だけの総会となりますのでご了承ください。

議 長： ただ今から、令和3年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、9番：國仲和男委員、10番：川満里志委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「欠員に伴う宮古島市農地利用最適化推進委員の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

去った11月に平良1区推進委員の欠員に伴い、先月12月7日から1月6日まで公募したところ、1人だけの応募がありました。1月20日に各地区代表の委員7名により選定会議を行いました。応募された方は平良地区狩俣からの選定された推進委員で、事務局より選定された推進委員の経歴等を説明しながら、選定会議で協議されております。

議 長： ありがとうございます。ただいま事務局から欠員の説明がありましたが、応募された方を宮古島市農地利用最適化推進委員に承認願いたいと思いますが、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号「欠員に伴う宮古島市農地利用最適化推進委員の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

砂川事務局：

ただいま承認していただきました、推進委員に議長から委嘱状交付をお願いしたいと思います。

《議長から推進委員へ推進委員委嘱状を交付》

砂川推進委員：

委嘱状交付あいさつで、宮古島市農業委員推進委員に選定されて、これからは皆さんの指導を受けて、宮古地区農業委員推進委員として頑張りますので、皆さんよろしくお願いたします。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委員： 異議なし

議長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から8番は、別紙参考資料1ページから8ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

**仲里委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は狩俣団地の東側と南側に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でメロン・トマト作栽培です。

**議長：** 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は高千穂（カザンミ）の上野線のシュレーダー通りの中間に位置し、譲受人は会社経営ですが、観光農園をしたいとのことで機械等も所有してシークワサー 作を栽培とのことです。

受付番号3番の説明をいたします。場所は空港通りを南側の下地線向け600mに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所はJA本店の東側ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してイモ栽培です。

**議長：** 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は西城保育所から城辺向け800mの比嘉入口に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は長南公民館から北西500mに位置し、譲受人は現在の草地している場所を開墾して、ハーブ作という事です。

**議長：**次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**伊良部事務局：**

受付番号7番の説明を平良4区推進委員に代わり説明いたします。場所は県道宮國線シュレーダー通りに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**伊良部事務局：**

受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員に代わり説明いたします。場所は、結の橋学園の南側1kmに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員、8番委員

**長濱委員：**

受付番号8番についてですが、譲受人は違反転用はないのかの確認です。

**伊良部事務局：**

16番委員の指摘事項のとおり、1筆だけ違反転用がありますので、この案件に対しては保留として来月の申請に再提出させます。

**喜屋武委員：**

受付番号1番についてですが、譲渡人は畜産農家と思いますが。

伊良部事務局：

譲渡人は離農するということでの売買です。

議 長： ほかに質疑はありませんか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。（受付番号8番については、保留とします）

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第2号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号9番と10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号9番と10番は、別紙参考資料9ページから10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、宮國集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、JA 本店の東側ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号9番と10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第2号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、5件でございます。受付番号11番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から15番は、別紙参考資料11ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、14番：仲里敏夫委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

#### 《 14番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号11番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第3議案第2号は原案どおり決定いたしました。  
では、14番委員の入室・着席を認めます。

#### 《 14番委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題とします。事務局より議案の説明と朗読をお願いします。

伊良部事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消しは1件でございます。  
 受付番号1番を説明いたします。

（ 内容省略 ）

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

伊良部事務局：

今月の農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは5件です。受付番号1番から5番を説明します。

( 内容省略 )

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 担当推進委員の方が出席していませんので、事務局より現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号1番の説明をいたします。買受場所は、久貝集落・松原集落内の土地改良区と創価学会の西側に位置し、譲受人はハーベスター等を所有してのサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。買受場所は、久貝集落・松原集落内の土地改良区と創価学会の西側に位置し、譲受人は家族経営で5年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。買受場所は、久貝集落内の土地改良区に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。



受付番号4番の説明をいたします。買受場所は、松原集落内の土地改良区に位置し、譲受人は45年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号5番の説明をいたします。買受場所は、松原集落内の土地改良区に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号1番から5番について原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

**議長：** 次に、日程第6議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、43件でございます。受付番号1番から43番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺小学校の東側と新城のおっばい山の西側と福東団地の西側50㎡に位置し、譲受人は、機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

**田名委員：**

受付番号2番と3番の説明をいたします。場所は、西中の鯉のぼり公園前と城辺地下ダム資料館の東側に位置し、譲受人は50年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

**川満委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、市営下北団地の東側100㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号5番から43番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**砂川事務局：**

受付番号5番から43番の説明をいたします。場所は、下地島空港の南側に位置し、詳細に関しては参考資料等を参照して説明する。

**議長：** ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、8番委員

**喜屋武委員：**

議案書の中身での、集積計画一括方式の意味を教えてください。

**農政課・新垣事務局：**

集積計画一括方式とは、令和元年に農地基盤法改正に基づいて、地主から農地機構が借り受けして、農地機構が耕作者につながるということで一括方式に設定されています。

**議 長：** ほかに質疑ありませでしょうか。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第7議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局：**

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は、1件でございます。  
受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村から山根集落向けに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長： 休憩します。

再開します。

議長： 次に、日程第8議案第7号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2号各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

**玉元委員：**

現地調査の報告をいたします。日時は令和3年1月14日に6番：砂川委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さんの7名で調査しました。日程として午前10時から午後4時まで現地調査、午後4時から4時15分まで事務局にて調査内容調整会議、1月20日の内部審査での4条申請3件、5条申請12件、合計15件の調査結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野線のソバンメ集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団10ha以上規模の既存施設の例外規定と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員をお願いいたします。

**玉元委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良集落の海宝館の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古病院の入口に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種中高層住居地域と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第9議案第8号、「農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

**玉元委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松公民館の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、農地等と連なった農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 日程第9議案第8号は原案どおり決定いたしました。

**議 長：** 次に、日程第10議案第9号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**川満事務局：**

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、13件でございます。受付番号1番から13番の説明をいたします。受付番号7番については、農振内申請のため、取り下げとします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から13番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

**玉元委員：**

受付番号1番の説明をいたします。場所は、結の橋学園の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

**玉元委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部ヴィラブリゾートホテルの隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野・段差等に囲まれた10ha未満の周辺農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。



委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、友利集落センターの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・段差等に囲まれた10ha未満の周辺農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、博愛漁港の東側（海ぶどう養殖場）の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、段差・商業用施設等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、嘉手苜集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・段差等に囲まれた10ha未満の周辺農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手で、お願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、西城中学校の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・障害の多い道路に囲まれた10ha未満の周辺農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番は取り下げのため省略して、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久松公民館の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に連なった農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、JA 沖縄あたらす市場の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた10ha未満の周辺農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、奥原ストアーの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古島市民球場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団、10ha以上の広がりのある集落接続例外規定の農地と判断しました。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

砂川委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、腰原公民館の裏側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた10ha未満の周辺農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第10議案第9号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第11議案第10号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。1月8日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、エホバ会館の西側に位置し、長年放置状態であり、畑には木等が繁茂しており、農地としての利用は困難と判断しました。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所については、平良地区農地パトロールで何回も調査しており、表土が少なく急勾配で、岩盤質のため農地利用が困難と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

長濱委員：

受付番号2番の150番地については、以前に利用された形跡があるため、顛末書の提出を求めますが。

松川事務局：

委員からの指摘のとおり、顛末書の提出をさせます。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第11議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、  
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和3年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会  
いたします。ありがとうございました。

閉会

令和3年1月25日

会 長 芳 山 辰 巳  
9 番 委 員 國 仲 和 男  
10番委員 川 満 里 志